

個別指導 歯科「個別指導」における主な指摘事項

開示資料から ②

情報開示請求で入手した個別指導関連資料から、平成24年度に実施された歯科の個別指導における主な指摘事項をお知らせします。なお「自主返還」を伴う指摘については、返還を求められた項目をあわせて掲載しました。

診療録に関する事項

個別指導における指摘事項	
診療録を作成する場合は、診療した歯科医師を明確にするため、診療のつど内容を確認し、署名(記名押印)を行うこと。診療行為の手順通りに診療録に記載すること。	
診療毎、診療録に一部負担金を記入すること。	
診療録第2面以降の記載事項のうち、症状、所見、治療方針、処置内容および検査結果の記載が不十分であるので充実を図ること。	
慢性歯周疾患を傷病名欄に記載する際は、歯周疾患の進行の度合を省略することなく記載すること。(P1、P2、P3と分けて部位ごと記載すること)	
自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
診療録に診療内容の記載がなく請求した診療報酬	診療の事実は確認されたが、診療録に診療内容の記載がなく診療報酬を請求している例が認められたので、請求の際は診療録との照合・確認を十分に行うこと。

基本診療料

自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
歯科医師の指示に基づく受診時に算定した初診料と再診料との差額	歯科医師の指示に基づき期間を空けて受診したにもかかわらず、初診料を算定した例が認められたので改めること。
	健康診断のために来院したと思われる患者に対し、保険診療を行っている例が認められたので、健康診断と保険診療の区別を明確にすること。

医学管理

継続的な管理を必要としない歯科疾患管理料とその加算	継続的な管理を必要とせず、診療が1回で終了したにもかかわらず、歯科疾患管理料を算定した例が認められたので改めること。
管理計画書に生活習慣の状況などの記載のない歯科疾患管理料	歯科疾患管理料の管理計画書に、患者又はその家族が記入する歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況・生活習慣の改善目標・患者の基本状況の未記載が認められたので、記載するよう改めること。
継続管理計画書を提出すべき月に提供していない歯科疾患管理料	歯科疾患管理料について、2回目以降の継続管理計画書の提供に際し、少なくとも前回の管理計画書の提供日から起算して4か月を超える日までに1回以上提供しなければならぬにもかかわらず、提供していない例が認められたので改めること。
管理計画書を提出しない場合において、疾患管理の要点を診療録に記載していない歯科疾患管理料	歯科疾患管理料を算定し、管理計画書を提出しない場合において、管理計画書に基づく疾患管理の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
歯周病検査結果を踏まえ算定した歯科疾患管理料	歯科疾患管理料について、歯周病に罹患している患者の管理計画書を作成する場合は、歯周病検査を実施し、当該検査結果を踏まえたうえで歯周病に対する治療方針等を含めた管理計画書を作成するよう改めること。
	ブラークチャートを歯科衛生士業務記録簿に記載していない例が認められたので、記載するよう改めること。
病状照会で算定した診療情報提供料(I)	別の保険医療機関に病状照会のための文書により、診療情報提供料(I)を算定した例が認められたので改めること。
	診療情報提供料を算定する際は、定められた様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し交付すること。
	新製有床義歯管理料について、提供文書に記載を要する事項のうち、欠損の状態の記載に不備が認められたので改めること。
診療録に調整方法などが記載されていない有床義歯管理料	有床義歯管理料について、診療録に必要に応じ実施した検査の結果・調整方法・調整部位・指導内容の要点の未記載が認められたので、記載するよう改めること。
診療録に調整方法などが記載されていない有床義歯調整管理料	有床義歯調整管理料について、診療録に調整方法・調整部位の未記載が認められたので改めること。

在宅医療

算定要件を満たさない歯科訪問診療料と初診料または再診料との差額	歯科訪問診療について、患者の病状に基づいた訪問診療の計画を定めておらず、当該計画を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
	歯科訪問診療について、患者の状態等(急変後の対応の要点を含む)を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
	歯科訪問診療及び訪問歯科衛生指導は、必要性を考慮したうえで妥当適切に行うこと。

検査

前回の歯周病検査から間隔が短く、歯科医学的に妥当、適切と言えない歯周病検査	歯周病検査から次の歯周病検査までの間隔が短く、歯科医学的に妥当、適切と言えない例が認められたので改めること。
4点以上の歯周ポケット測定及びプロービング時の出血の有無を検査していない歯周精密検査	歯周精密検査について、4点以上の歯周ポケット測定及びプロービング時の出血の有無を検査していない例が認められたので改めること。
動揺度の検査結果を全く記載していない歯周基本検査	歯周基本検査について、動揺度の検査結果を診療録等に記載していない例が認められたので改めること。
	歯周疾患の急性症状時の歯周病検査は認められないので改めること。
模型を製作しサバイヤー等で測定していない平行測定	支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の平行測定について、模型を製作しサバイヤー等で支台歯間の平行関係を測定していない例が認められたので改めること。

画像診断

写真診断の所見を診療録に記載されていない診断料	画像診断の診断料について、写真診断の所見を診療録に記載していないにもかかわらず算定していた例が認められたので改めること。
現像不備な歯科エックス線写真の診断料、撮影料、フィルム及び造影剤料	歯科エックス線写真(デンタル)に、現像不備な例が認められたので改めること。
算定した写真診断とその所定点数の50/100との差額	写真診断について、同一部位につき、同時に2以上のエックス線撮影を行ったにもかかわらず、写真診断の所定点数の50/100で算定していない例が認められたので改めること。

処置・手術・麻酔

自主返還を求められた項目	個別指導における指摘事項
自費診療に移行したにもかかわらず、算定したう蝕処置、歯冠修復物及び補綴物の除去	自費診療に移行したにもかかわらず、誤ってう蝕処置と歯冠修復物又は補綴物の除去を算定した例が認められたので改めること。
算定要件を満たさない加圧根管充填加算	加圧根管充填加算について、根管充填後に歯科エックス線撮影を行っていない例が認められたので、加圧根管充填加算を算定する際は、根管充填後に歯科エックス線撮影を行い、状態を確認した上で算定するよう改めること。
歯根端切除術を行った歯に対して算定した加圧根管充填加算	歯根端切除術を行った歯に対して、加圧根管充填加算を算定している例が認められたので改めること。
必要性が認められないSRP、PCur、2回目以降のスクーリング	臨床所見等から判断して、必要性が認められないSRP及び歯周ポケット搔爬、2回目以降のスクーリングを行っている例が認められたので改めること。
前回の歯周病安定期治療を実施した日の翌月の初日から起算して2か月を経過していない日に算定した歯周病安定期治療	2回目以降の歯周病安定期治療について、歯周外科手術の実施がなく、前回の歯周病安定期治療を実施した日の翌月の初日から起算して2か月を経過していない日に算定している例が認められたので改めること。
エナメルボンドシステムによる暫間固定を行った場合に請求した装着料	エナメルボンドシステムによる暫間固定を行っているにもかかわらず、装着料を算定していたので改めること。
算定要件を満たさない「根管内ポストを有する鑄造体の除去」と「困難なもの」または「簡単なもの」との差額	歯冠修復物又は補綴物の除去(根管内ポストを有する鑄造体の除去)について、算定要件(歯根の長さの3分の1以上のポスト)を満たしていない例、必要性が認められない例が認められたので改めること。
必要性が認められない難抜歯と抜歯(前歯・臼歯)との差額	臨床所見等から判断して、難抜歯とは認められない抜歯を難抜歯として算定した例が認められたので改めること。
算定要件を満たさない口腔内消炎手術	口腔内消炎手術(歯肉腫瘍・骨膜下膿瘍)を行った際に、手術部位、症状及び手術内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
	吸入鎮静法を行った際は、既往歴、服薬内容等を確認し、バイタルサインを含め、開始・終了時刻、流量及び覚醒確認等必要な事項を診療録に記載すること。

歯冠修復・欠損補綴

診療録に製作を予定している部位などが記載されていない補綴時診断料	補綴時診断料について、診療録に製作を予定している部位・欠損部の状態・欠損補綴物の名称及び設計の未記載が認められた、または記載が不十分であるので、必要事項の記載を十分に行うこと。
診療録に患者に提供した文書の写しが添付されていないクラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料について、患者に提供した文書の写しを診療録に添付されていない例が認められたので、クラウン・ブリッジ維持管理料を算定する際は、診療録に患者に提供した文書の写しを添付すること。
咬合採得と同日に行ったとして算定した仮床試適	仮床試適について、レセプトコンピューターの入力誤りにより咬合採得と仮床試適が同日に診療録に記載され画一的に同時算定している例が認められたので改めること。
自費診療のブリッジに保険診療の全部金属冠を連結した際に算定した全部金属冠の装着に要した費用	自費診療のブリッジと保険診療の全部金属冠を連結したにもかかわらず、誤って全部金属冠の装着に係る費用を保険請求した例が認められたので改めること。
ブリッジの一部であると判断された全部鑄造冠の装着に要した費用	ブリッジの一部である全部鑄造冠、またはブリッジの一部であるレジ前装金属冠を、別に算定した例が認められたので改めること。
1歯分相当の隙間があるものとして請求した鑄造ポンティックと補綴物の差額	ブリッジの請求に際し、補綴隙で請求しなければならないものを、誤って1歯分相当の隙間があるものとしてポンティックで請求した例が認められたので改めること。
	側切歯及び小臼歯がポンティックの延長ブリッジを製作する際は、ポンティックに隣接する歯が処置状況等からやむを得ず支台歯として利用できない状態かどうかを精査したうえで行うこと。
装着数を誤って算定した線鈎(保険医療材料を含む)	有床義歯の新製において、実際に装着した線鈎の数を誤って診療録に記載し算定した例が認められたので、診療録の記載及び算定にあたっては、実際に行った診療と照合・確認を行うこと。
大連結子として使用していないバー	大連結子としてバーを使用していない例が認められたので改めること。
誤った解釈に基づき算定したバー	バーの算定について、誤った解釈に基づき補強線をバーとして算定した例、誤ってクラスプの一部をバーとして算定した例が認められたので改めること。
自費診療を行った同一日・同一部位での自費診療に関連する治療で保険請求した費用	自費診療を行った同一日・同一部位での自費診療に関連する治療の費用を、誤って保険請求している例が認められたので改めること。

その他

	歯科技工指示書の整理保管を適切に行うこと。
	技工物(技工納品書)の管理を適切に行うこと。
	歯科衛生士業務記録簿が未作成であるので、作成した上、整理・保管すること。
	一部負担金の徴収において、徴収すべき患者から徴収していない、計算方法が間違っている、診療録の金額と不一致である例が認められたので改めること。
	領収証の発行が行われていない例が認められたので改めること。
	関係書類の未持参が認められたので、指示されたものは必ず持参すること。

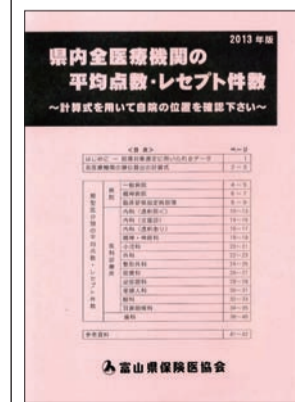
県内全医療機関の平均点数・レセプト件数

『とやま保険医新聞』7月号に同封しました

指導選定に用いられるデータを「見える化」

協会は、東海北陸厚生局富山事務所への情報開示請求で入手した指導関連資料を基に、「集団的個別指導」「個別指導」の対象医療機関選定に用いられるレセプト1件あたりの平均点数および、各医療機関の月平均レセプト件数をグラフ化した冊子を作成し、会員にお届けしました。

自院の平均点数とレセプト件数の算出方法も例示していますので、各類型区分における自院の位置を確認する資料としてもご活用ください。



協会の「審査・指導メーリングリスト」お気軽にご参加ください

会員同士が保険診療や個別指導に関して情報交換する場として協会が運営しています。お申し込みは事務局まで